

産業管理外来種であるニジマスの適正な取り扱い

1 外来生物法と外来種リスト

外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）は平成17年6月に施行されました。その後必要な法改正を経て、平成27年3月には「行動計画（外来種被害防止行動計画）」と「外来種リスト（我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト）」が公表されました。現在、これらをもって、国内の外来種対策が進められています（図1）。



図1 対策の枠組み

2 オオクチバス等の特定外来生物

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュは緊急対策外来種という最も重いカテゴリに属し、かつ特定外来生物に指定されていることもあるため、全国各地の内水面漁協等は積極的に駆除を行っています。なお、特定外来生物に指定されると、原則、飼育等はできません（図2）。



図2 特定外来生物に対する法的規制
（環境省ホームページより抜粋）

3 ニジマスなどの産業管理外来種

一方、私たち水産業と密接に関係するニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトは、“産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）”というカテゴリに属しています。これらは、一定程度の侵略性を有しているものの産業への有益性の観点などから現時点で代替種がなく、その利用にあたり適正な管理が求められている種です。すなわち、養殖や増殖が禁止されているわけではなく、外来種リストに記載された「利用上の留意事項」を参考に、「これ以上の分布拡大をしない」対策が求められています。そこで水産庁は、平成29年11月に、具体的な取組の考え方を示した「水産分野における産業管理外来種の管理指針」と啓発用のパンフレット（図3）を作製し、静岡県も平成30年1月付けで本県の考え方を整理しました。以下に管理指針の概要を紹介します。



図3 水産庁作成のパンフレットの表紙

4 管理指針の考え方（静岡県）

(1) 基本的な考え方

引き続き、「これ以上の分布拡大をしない」ことを前提とし、適切な管理を行う。

(2) 主な主体の役割と取組

水産庁が各主体の役割を整理したこと（表1）を受け、本県では以下のとおりに役割と取組を規定しました。なお、本県での規定は、ニジマス強く意識したものになります。

ア 漁業協同組合

在来種の繁殖保護に留意しながら、増殖行為として設定された目標増殖量の放流を実施するとともに、生息状況等の把握に努める。

イ 養殖業・管理釣り場の管理者及び経営者

当該養殖施設及び釣り場施設から産業管理外来種が逸出しないようにする。私的放流用への販売は自粛する。また、私的放流の端緒となる蓋然性（がいぜんせい）の高い生体の持ち出しがなされることがないよう適切な管理を講ずる。

ウ 遊漁関係者

第5種共同漁業権漁場においてニジマスが漁業権魚種になっている場合は、共同漁業権者と共に放流を行う。それ以外の公有水面における産業管理外来種の放流は自粛する。

エ 都道府県・内水面漁場管理委員会

漁業協同組合、養殖業、管理釣り場の管理者および経営者、遊漁関係者に対し、産業管理外来種の管理に関する取組が円滑に行われるよう適切に指導・監督する。

(3) 公的規制による対応

必要に応じて内水面漁業調整規則や内水面漁場管理委員会指示等により水産分野における産業管理外来種の移殖を禁止する等の措置を講ず

ることとする。

(4) 新たな利用の取扱い

原則として産業管理外来種について第5種共同漁業の新たな免許は与えない。

5 持続的なニジマスの利用のために

上述の管理指針の考え方では、ニジマスの利用について既得権を大きく揺るがすような内容にはなっていません。これは、ニジマスが日本に導入されて140年以上の歴史を有しており、既に産業として欠くことのできない存在となっているためです。しかし、無秩序な放流は在来種への繁殖保護に悪影響を及ぼす恐れがあるため、法的根拠に基づいた目標増殖量の放流を除いて、私的放流を自粛するように関係者に要請しています。加えて、移殖禁止の検討や第5種共同漁業権の新免許を交付しないなどの予防的措置も規定されており、「これ以上の分布拡大をしない」を実現させるための枠組みが整理されています。

現在、静岡県はニジマスの養殖生産量が日本一であり、富士宮市は平成21年にニジマスを市の魚に制定しています。毎年開催されるにじます祭では、多くの来場者が“見て、触れて、食べて”、ニジマスの恵みを堪能し、当场では年間2千名近くの子供がニジマスの学習をします。このような場においても、ニジマスの良い面だけでなく、産業管理外来種であり適切な管理が必要であるという事実を積極的に情報発信していきたいと思います。養殖業者の皆さんにおかれても、制度的な背景を十分に理解した上で適切な養殖管理をお願いします。

（鈴木邦弘）

表1 産業管理外来種の主体と役割（水産庁パンフレットより抜粋）

行動計画の整理を水産分野における産業管理外来種の管理に置き換えた場合												
主体	水産庁	都道府県 (内水圏漁場管理委員会)	市町村	漁業関係者		管理釣り場 経営者等	漁業業界紙や 釣り雑誌等	漁業や遊漁に 関する 公益法人等	水族館等	水産系大学等	水産試験場等 各種研究 機関等	国民 (遊漁者)
				漁業権者 (漁協等)	養殖業者 (漁業権以外)							
役割	必要な情報の共有と普及啓発											
	全国的な見 地から管理 のあり方を 検討・実施	・地域の外来種対 策を推進		漁業権の管理 ①5種共同 (分布状況 等の把握) ②内水面区画 (逸出防止) ③海面区画 (逸出防止)	・養殖場管理 (逸出防止) ・生体販売時 の使途確認	・釣り場管理 (逸出防止) ・生体での持ち 出しの制限 ・分布状況等の 把握(私有地 以外)	適切な理解を 促すための普 及啓発の推進	・各種活動の 担い手 ・分布状況等 の把握 ・私的放流の 自粛	各機関の特色 を活かした対 策への協力	適切な理解を 促すための普 及啓発の推進	・科学的知見 の充実 ・施設管理 (逸出防止)	・各種活動の 担い手 ・私的放流の 自粛
		・漁業や遊漁関係 者等の指導・監督										
		・必要に応じて公 的規制を措置										
	適切な管理下での地域振興											

水産分野における産業管理外来種の管理にあたっては、**各主体が自らの役割を認識して対応することが求められます**。なお産業管理外来種を巡る情勢は様々なので、その利用を含め、必要な取組は**各地の事情に応じて**関係する主体が連携して検討することが必要です。

水産用抗菌剤の取り扱いが変わりました

飼育している魚が病気になった際、養殖業者の皆さんは投薬治療を行うことがあるかと思います。

これまでは、使用する医薬品を医薬品販売業者から自由に購入できました。しかし、平成 30 年 1 月に新たな制度（以下、「新ルール」）が施行され、水産用医薬品のうち抗菌剤は、その購入にあたり事前の手続きが必要となりました。

なお、抗菌剤とは、OTC やオキシリン酸、イスランソーダ、アクアフェンなどの細菌性疾病を対象とした医薬品であり、ヨード剤やパイセスをはじめとした消毒剤などは新ルールの対象外です。

富士養鱈場では既に説明会などで新ルールの周知を行っていますが、本紙にて改めてその内容を紹介します。

新ルールの対象範囲

(対象)
抗菌剤

OTC・テラマイシン
オキシリン酸・パラザン
アクアフェン ダイメトン
イスランソーダ 等

(対象外)
消毒剤
麻酔剤

ポピドンヨード・イソジン
パイセス
FA100

1 新ルールの制定

世界的な問題となっている薬剤耐性菌（抗菌剤が効かなくなった細菌）対策を目的に、平成 29 年 4 月に農林水産省消費・安全局から通知（※ 1）が発出され、水産分野における抗菌剤の取り扱いについての新ルールが定められました（平成 30 年 1 月から施行）。

2 抗菌剤購入に必要な交付申請書の提出

新ルール下では、養殖業者が医薬品販売業者に、専門家が発行する「水産用抗菌剤使用指導書」（以下、「使用指導書」）の写しを提出した後に、抗菌剤の販売が行われることになりました。そのため、養殖業者は事前に専門家へ「水産用抗菌剤使用指導書交付申請書」（以下、「交付申請書」）を提出し、使用指導書を発行してもらう必要があります。

静岡県の場合、専門家には、水技研に設置する魚類防疫員や民間の獣医師が該当します。なお、水技研では、浜名湖分場がアユ養殖とウナギ養殖を、富士養鱈場がサケ科魚類養殖と海面養殖（種苗生産や中間育成を含む）を、それぞれ担当します。

水技研では交付申請書を随時受け付けていますが、病気の発生後に手続きを始めても対処が遅れる可能性があります。

使用指導書の有効期限は発行日から 1 年間です。使用が予想される抗菌剤について事前に交付申請を行い、使用指導書の発行を受けることにより、病気の発生時には発行済みの使用指導書を用いて抗菌剤を購入することができます。

水技研は養殖業者の皆さんに対し、例年 1 月頃に依頼するアンケート調査と同時に、申請書の提出について案内します。

抗菌剤の購入に必要なこと

①水産用抗菌剤使用指導書

- ・専門家へ**使用申請書**を提出
 - ▶ 専門家が**使用指導書**を発行・受領
- ・販売店へ**指導書の写し**を提出
 - ▶ 販売店が指導書に基づき販売



※1 水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについて（平成 29 年 4 月 3 日付け 28 消安第 5781 号・農林水産省消費・安全局長通知）
通知は農林水産省消費・安全局ウェブサイトに掲載されています

3 緊急措置としての理由書による対応

『予期しない病気の発生等に対処するため緊急を要し、申請書を提出する余裕が無い、または指導書の交付を待つことができない場合』には、養殖業者が医薬品販売業者に「水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書」(以下、「理由書」)を提出すれば、医薬品販売業者から抗菌剤を購入することができます。この場合、抗菌剤の販売状況を把握するため、理由書を受けた医薬品販売業者は、「水産用抗菌剤使用指導書に関する報告書」により、抗菌剤を販売した旨を水技研などの指導機関に報告する必要があります。

抗菌剤の購入に必要なこと

②使用指導書に関する理由書

- ・緊急時は販売店へ理由書を提出
▶ 販売店は指導書無しで販売



4 まとめ

以上のことをまとめますと、新ルール下での抗菌剤購入の流れは以下のとおりです。

- (1) 水産用医薬品のうち抗菌剤を購入する場合、事前に水技研などに交付申請書を提出し、使用指導書の交付を受ける。
- (2) 抗菌剤の購入にあたり、事前に医薬品販売業者へ上記使用指導書のコピーを提出する。
- (3) 緊急時には、医薬品販売業者へ理由書を提出すれば抗菌剤を買うことができる。

なお、(3)は例外的対応です。使用指導書は有効期間中であれば何度でも購入できますが、理由書は一度限り有効ですので注意が必要です。

新ルールに関して御不明点などあれば、遠慮なく富士養鰯場まで御連絡ください。

新ルールは、適正な抗菌剤使用の更なる推進を目的としています。

毎年発生する病気に対して必要な抗菌剤について、不足なく事前申請して準備を整えようと

もに、従来からの法令に加えて新ルールを遵守した適正な使用に努めてください。

記入例

別記様式第2号

水産用抗菌剤使用指導書交付申請書

平成30年1月20日

静岡県水産技術研究所富士養鰯場長 様

下記のとおり、水産用抗菌剤使用指導書の交付を申請します。
なお、水産動物に抗菌剤を使用するに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第52条第1項で規定されている医薬品に添付されている文書又はその容器若しくは被包に記載されている事項及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）第2条で規定されている動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を遵守し、適正に使用します。

記

1 養殖業者等名：株式会社ふじのくに養殖 代表 佐藤孝幸 印

2 住所：富士宮市猪之頭579-2（内水面事業所）

3 使用を希望する水産用抗菌剤についての情報

(1) ①使用したい水産用抗菌剤の名称：

- ・水産用オキシリン酸20%散「KS」
- ・アクアフェンシ
- ・水産用ダイメトンソーダ
- ・水産用OTC散20%「KS」

②水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の種類：ニジマス、アマゴ

③水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病：ビブリオ病、せっそう病

(2) ①使用したい水産用抗菌剤の名称：水産用OTC散20%「KS」

②水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の種類：ニジマス、アマゴ

③水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病：連鎖球菌症

(3) ①使用したい水産用抗菌剤の名称：イスランソーダ

②水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の種類：ニジマス

③水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病：冷水病

サケ科魚類で使える医薬品（有効成分）

ビブリオ病 せっそう病	オキシリン酸
	フロルフエニコール
	スルファモノメトキシ
	塩酸オキシテトラサイクリン
連鎖球菌症	塩酸オキシテトラサイクリン
ビブリオ病 冷水病 (※ニジマスのみ)	スルフィソゾールナトリウム

●農林水産省消費・安全局／水産動物の病気を防ぐために

http://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/index.html

●通知文書（PDF ファイル）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/attach/pdf/index-12.pdf

（木南竜平）

トピックス

富士川水系でアユの調査事業が始まりました

富士川の下ヶ郷堰魚道の評価(本誌 235 号)は、新たな展開をみせています。評価結果を聞いた富士宮須藤市長が富士川をアユ釣りで有名にしようとお考えになり、富士宮市観光課によるアユ調査事業が4月より開始されました。

調査は芝川観光非出資漁業協同組合が受託し、当场も調査の立案や指導をしています。富士川に注ぐ、芝川、稲子川、境川(稲瀬川)に、どれくらいの数のアユが遡上し、どう成長しているかを調べるために、全ての放流アユにヒレ切除標識を施し放流するところからスタートしました。漁協としても初の試みであり、今後、様々なことが明らかになると思います。(鈴木邦弘)



放流アユに標識を施す漁協関係者

内水面漁協監視員役職員研修会で講演しました

アユの解禁を直前に控えた4～5月、静岡県内水面漁連では漁協監視員役職員研修会を県下3会場で開催しています。今回、当场からは「外来魚ってどう扱ったらよいの?」と題して講演を行いました。外来種を扱った某テレビ番組を引き合いに出したり、新聞記事に書かれた内容について法的に照らし合わせて問題点を議論したりしました。研修の成果を適正な漁場管理に役立てて頂ければ幸いです。(鈴木邦弘)



HACCP 導入支援の研修会が開催されました

5月15日に、県水産振興課主催で東海大学の平塚聖一教授を講師とした「水産加工業 HACCP 導入支援事業における研修会」が富士養鱒漁協で開催されました。出席者は、富士養鱒漁協が5名、生産者が8経営体9名でした。

食品衛生法の改正により 2020 年中に全ての食品関連事業者に HACCP 義務化が見込まれるため、品質衛生管理担当者を置く、記録を残すなどの対応が必要となるとの基本的な説明がありました。また、アメリカのサーモン養殖では、病原菌、寄生虫、環境化学物質、養殖用医薬品、金属片の混入が危害項目として列挙されている

が、ヒスタミンは含まれていないとの具体例も紹介されました。養鱒業界が一丸となり、HACCPの取得に向けレベルアップに努めていただきたいと思います。(鈴木邦弘)



富士養鱒場の降水量と湧水量

月	降水量(降水日数) : mm (日)		湧水量 : 万 t /日	
	今年	過去平均*	今年	過去平均*
5	250 (13)	246 (11)	5.81	5.04
6	191 (19)	261 (13)	3.99	5.46
7	297 (17)	324 (14)	5.84	6.86

* 前年以前の 20 年間平均値

日 誌

5 月	6 月	7 月
9 日 内水面漁連監視員役職員 研修会(静岡) 15 日 HACCP 支援事業(市内) 15 日 養鱒漁協職員月例会 16 日 内水面漁連監視員役職員 研修会(浜松) 17 日 全国養鱒技術協議会 運営委員会(東京) 17 日 普及月例会(焼津) 23 日 養鱒漁協経営改善計画 進捗管理委員会(場内) 25 日 第 255 回技連(場内) 30 日 農林水産物認証講習(磐田) 31 日 受水槽沈砂槽清掃	沼津駐在(毎週水曜日) 8 日 紅富士生産効率化部会 13-14 日 全国養鱒技術協議会 魚病対策部会(東京) 14 日 養鱒漁協全員協議会 15 日 全国養鱒技術協議会 養殖技術部会(東京) 18-19 日 東海北陸ブロック 内水面場長会(福井) 19 日 富士川水系アユ標識 放流作業(裾野・市内) 19 日 養鱒漁協職員月例会 21 日 普及月例会(焼津) 25-27 日 魚道ワークショップ (東京・神奈川) 28 日 養鱒漁協総会 28 日 富士川水系アユ調査(市内) 29 日 富士川水系アユ調査(市内) 30 日 内水面漁連組合長会議 (仁科)	沼津駐在(毎週水曜日) 漁場環境観測(隔週水曜日) 3 日 養鱒漁協 6 次産業化相談会 4-5 日 ギンザケ海面養殖 6 次化県外視察(宮城) 10 日 養鱒漁協職員月例会 12 日 日大塚本教授訪問(神奈川) 12 日 にじます祭実行委員会 12 日 医薬品指導打合せ(焼津) 17 日 普及月例会(焼津) 19-20 日 全国養鱒技術協議会 大会(長野) 20 日 水産研究発表会(焼津) 24 日 養鱒漁協経営改善計画 進捗管理委員会(場内) 25 日 一般研究事前評価会(焼津) 31 日 鳥インフル防疫対策要員 説明会(富士)
	< 視察見学対応 > 14 日 浜松消費団体視察(9 名) 14 日 井之頭小 4 年(9 名) 15 日 函南東小 5 年(122 名) 25 日 富士根南小 3 年(210 名)	< 視察見学対応 > 3 日 富士見小 3 年(75 名) 5 日 第二中 2 年(2 名) 23 日 大宮小 3 年(84 名)